

令和5年

秋の交通安全県民運動

奈良県実施要綱

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

運動期間

令和5年9月21日(木)～9月30日(土)

県内統一デー

9月21日(木)

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保推進デー

9月22日(金)

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶推進デー

9月23日(土)

二輪車、原付車、電動キックボード等の
交通ルール遵守及び交通事故防止推進デー

9月28日(木)

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底推進デー

9月30日(土)

交通事故死ゼロを目指す日 (全国一斉)



《主唱》奈良県・奈良県交通対策協議会

家庭・学校・地域の皆さんへ



- 交通ルールの遵守や交通マナーについて話し合い、交通安全に対する意識を高めましょう。
- 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行いましょう。
- 運転者の皆さんは通学路への進入を極力避け、通学時間帯は特に歩行者に注意しましょう。
- 地域の交通安全総点検や、危険箇所の把握と解消に努めましょう。

高齢ドライバーの方へ

- 「高齢者マーク」の表示に努め、自身の身体機能の低下を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には、家族や友人などと交通安全について話し合う機会を持ち、運転免許の自主返納も検討しましょう。
- 体調不良を感じた時は、運転を控えましょう。
- 運転に不安のあるドライバーには、より安全な自動車（サポートカー）に限って運転ができるサポートカー限定免許があります。



高齢運転者標識

「サポート／サポートS」とは？



「セーフティ・サポートカー（サポート）」とは自動ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。



「セーフティ・サポートカーS（サポートS）」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

サポート、サポートSは運転者の事故低減に有効です。しかし、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けましょう。

飲酒運転根絶！

- アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させ、安全運転に必要な注意力などを低下させます。お酒を飲んだときは、絶対に車両を運転してはいけません。
- グループで飲食店に行く際は、ハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- 飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。運転者はもちろん、酒類の提供者、車両の提供者や同乗者にも厳しい行政処分と罰則が科されます。

広めよう ハンドルキーパー運動



ハンドルキーパー運動とは、お酒を飲まない人を決めておき、その人が飲酒した仲間を安全に自宅まで送るという飲酒運転防止の運動です。

飲んだら運転しない！

酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

飲んだ人に車を貸さない！

車を貸した人は、5年(3年)以下の懲役又は100万円(50万円)以下の罰金

運転する人に飲ませない！

酒類を飲ませた人は、3年(2年)以下の懲役又は50万円(30万円)以下の罰金

飲んだ人に運転させない！

同乗した人は、3年(2年)以下の懲役又は50万円(30万円)以下の罰金

※()内は酒気帯び運転の場合

自転車利用者の方へ

自転車事故被害を軽減するためヘルメットを着用しましょう

○自転車を利用するすべての人は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
(令和5年4月1日から努力義務となりました)



安全運転!

自転車損害賠償責任保険（自転車保険）に加入しましょう

○自転車事故の加害者になってしまった場合、高額な賠償責任を負うことがあります。
万一の際、自身と相手を守るためにも、自転車の所有者や利用者は自転車保険に必ず加入しましょう。
自転車条例により加入が義務となっています。

現在契約中の保険の内容も
しっかりと確認しましょう！

自転車保険加入確認チェックシート

自転車で事故をした場合に相手方に賠償する保険に加入していますか？
※点検整備をした自転車に貼られる「T S マーク」も該当します。

↓ わからない

↓ いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

↓ わからない

↓ いいえ

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のP T A 保険等）
のいずれかに加入していますか？

↓ はい ↓ わからない

自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が基本補償または特約としてついていますか？
※特約の名称は、保険会社によって異なります。

すでに自転車損害賠償責任保険
に加入しています。

加入している保険会社に補償
内容を確認してください。

未加入です！
自転車損害賠償責任保険等への
加入が必要です。

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）とは

- 電動車のみ
- ナンバープレートが必要（小型の標識）
- 車体のサイズは全長190cm、全幅60cmを超えないもの
- 運転免許不要（16歳未満の者は運転禁止）
- 自賠責保険が必要
- ヘルメット着用は努力義務、道路は左側通行
- 最高速度は20km/h以下
- 一定の要件を満たした場合に限り、歩道も走行可



奈良県交通事故相談所

交通事故に遭われた方のために、交通事故相談員
が皆さまの相談に応じます。

無料、プライバシー厳守、被害者・加害者不問。

場 所 奈良県安全・安心まちづくり推進課内
(☎: 0742-27-8731)
相談日 月・火・木・金曜日(祝日・年末年始除く)
8:30~16:45

※定期巡回相談（県内4市町）も実施しています。

自転車条例について

奈良県自転車条例総合窓口
平日9:00~17:00(☎: 0742-27-7013)
自転車条例ページ
<https://www.pref.nara.jp/53824.htm>



啓発用ビデオ・DVDの貸出

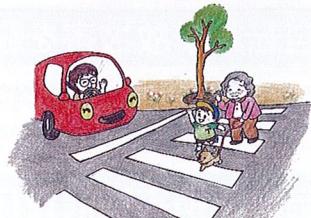
正しい交通ルールとマナーを身につけていただくため、
交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。
詳細は、奈良県安全・安心まちづくり推進課まで。
(☎: 0742-27-8730)

運動の重点

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の安全意識の向上

- 信号には必ず従い、信号機や横断歩道のあるところを横断しましょう。
- 道路への飛び出しや車両の直前直後の横断はやめましょう。
- 横断歩道を渡るときは、左右の安全確認をし、手をあげるなど合図して、車の運転者に横断する意思を伝え、横断中も周りに気をつけましょう。



【交通安全標語】

合図して ゆずってもらって 笑顔でお礼

(2) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ダイヤマークの先には、必ず横断歩道があります。横断歩道手前での減速、横断歩道での歩行者の優先を守りましょう。
- 運転中にスマートフォン等を使用することは危険です。絶対に使用しないようにしましょう。



2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

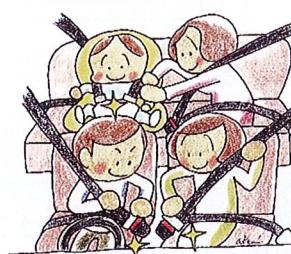
(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 反射材の活用や車両灯の早めの点灯などで視認効果を高めましょう。
- 夜間の運転中で対向車や先行車のない場合はハイビームを活用しましょう。



(2) 飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転は絶対にしない」「飲酒運転をさせない」「飲酒運転の車に同乗しない」を徹底しましょう。
- 自転車の飲酒運転も違反です。



(3) 妨害運転等の防止

- 歩行者や他の車への思いやりをもった運転を心がけ、妨害運転（あおり運転）などの危険な行為は絶対にやめましょう。

(4) 高齢運転者の交通事故防止

- 運転に不安を感じている場合には安全運転相談窓口に相談し、運転免許の自主返納も検討しましょう。

(5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
- 6歳未満の幼児には、チャイルドシートを着用させましょう。

3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 「自転車安全利用五則」を守り、通行ルールに従いましょう。
- 幼児・児童のヘルメット着用を徹底しましょう。高齢者、中学・高校生を始め全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。
- 幼児を幼児用座席に乗せるときはシートベルトを着用させましょう。
- 自転車事故に備えるため自転車保険に加入しましょう。
- 定期的に点検整備を行いましょう。

自転車安全利用五則	
1	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3	夜間はライトを点灯
4	飲酒運転は禁止
5	ヘルメットを着用

4 二輪車、原付車、電動キックボード等の交通ルール遵守及び交通事故防止（奈良県重点）

- スピードの出し過ぎなどの無謀運転は行わず、見通しの悪い交差点では必ず徐行するとともに、状況に応じて一時停止しましょう。
- 自動車運転者からは距離感がつかみづらく、また見落とされやすいので、車間距離を取り他の車の死角に入らないようにしましょう。
- ヘルメットを正しく着用し、可能な限りプロテクター等を使用しましょう。
- 16歳未満の者は運転禁止などの電動キックボード等の交通ルールを守りましょう。